

無診察での交付の求めが2割超

「あはき」アンケート調査結果

本会は今年7月、あんま・はり・きゅう（以下あはき）の療養費同意書の作成に関するアンケート調査を本会医科会員1,743名を対象に行った。調査結果からは、同意書の発行については7割を超える会員があると回答。また、回答した会員の約2割から何らかのトラブルがあったとの回答が得られた。

あはきの療養費の請求には、医師の診断書もしくは同意書が必要であるが、療養担当規則では「みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはいけない」と規定されており、一定の保険診療が行われた後に交付されるべきものと考えられている。ところがこれまでも、対象疾患への治療を行っていない医療機関への発行依頼や、無診察で施術業者から直接同意を求められる例など、運用の在り方が問題視されていた。

調査への回答数は80人で、うち実際に「同意書を発行した経験がある」は75%あり、「同意書交付の条件を知っていた」のは91.7%と、ほとんどの方が制度内容を理解し交付していた。「治療経験のない疾患への交付の求め」には、ありが58.3%で、このうち「交付した」方は31.4%であった。交付の要件は知りつつも、患者の要求との板挟みに苦慮する状況がうかがわれる。

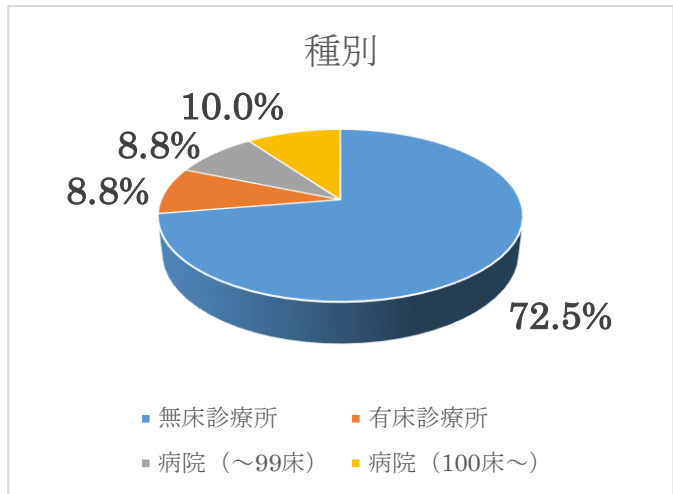
また、「施術事業者から直接交付を求められた」は31.7%にも上り、患者の意思確認の確実性、施術業者の過度な誘導といった問題が懸念される。「無診察で再交付を求められた」も、21.7%であると回答され、一部の不適切な運用実態が明らかになった。「同意書発行についてのトラブルの経験」では、18.8%があると回答。具体的には「他の医療機関で書いてくれたと叱責された」、「無診察で発行を事業者から執拗に求められた」、「往療の必要がないのに患者に求められる」など、安易な受療を求める患者が医療機関に不満を訴えるケースが目立っている。

今回の調査では、交付要件に沿った対応を行う医療機関と、緩やかな運用を求める患者・施術業者との隔たりが結果として表れた。問題解消の方策として、施術に至るまでの治療経過や診療科との関連等のルールの明確化、施術業者に対する適正運用に向けた行政指導の徹底、制度利用のための患者教育等、さらなる制度整備が必要と考えられる。

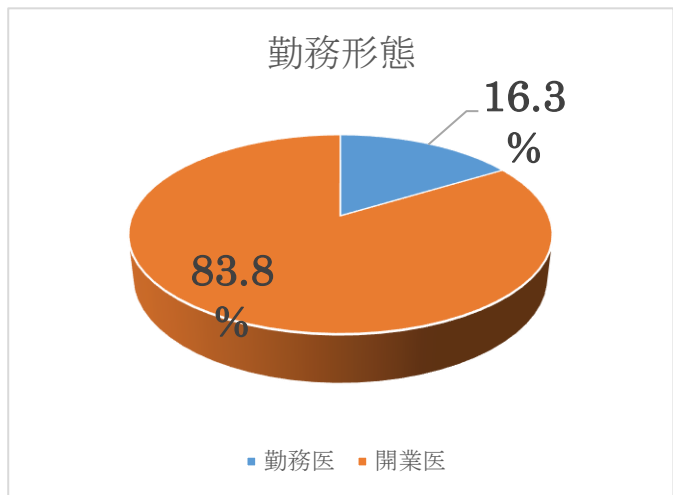
2023年9月20日 一般社団法人北海道保険医会

あはき同意書の実態調査票 集計 (N=80)

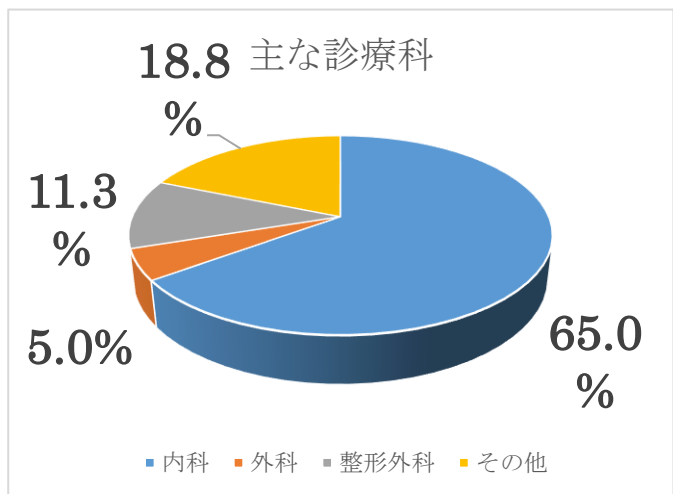
【問 1】種別		
無床診療所	58	72.5%
有床診療所	7	8.8%
病院 (～99床)	7	8.8%
病院 (100床～)	8	10.0%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)



【問 2】勤務形態		
勤務医	13	16.3%
開業医	67	83.8%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)



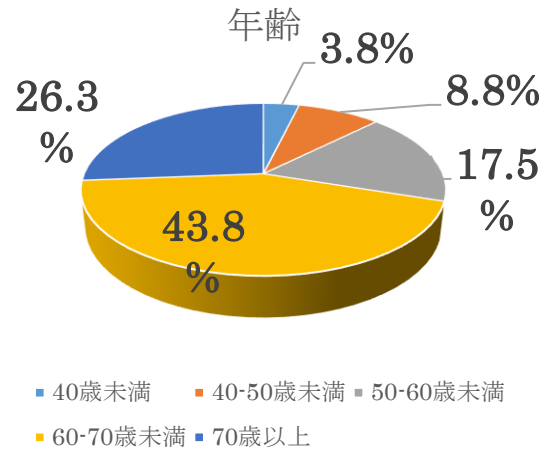
【問 3】主な診療科		
内科	52	65.0%
外科	4	5.0%
整形外科	9	11.3%
その他	15	18.8%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)



※その他：

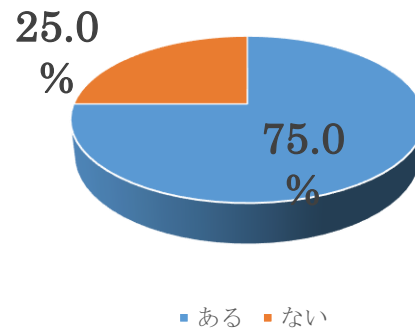
眼科 (1)、脳外 (2)、麻酔科 (1)、
 婦人科 (2)、泌尿器科 (1)、小児科 (3)、
 精神科 (2)、循環器内科 (1)、NA (2)

【問4】年齢		
40歳未満	3	3.8%
40-50歳未満	7	8.8%
50-60歳未満	14	17.5%
60-70歳未満	35	43.8%
70歳以上	21	26.3%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)



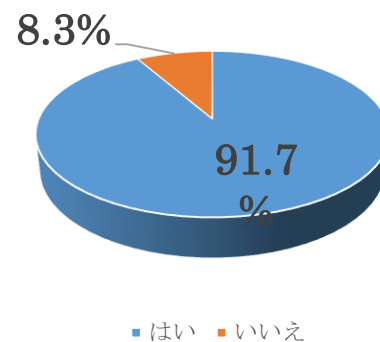
【問5】過去にあはきの同意書を発行したことは		
ある(問6へ)	60	75.0%
ない(問13へ)	20	25.0%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)

過去にあはきの同意書を発行したことは



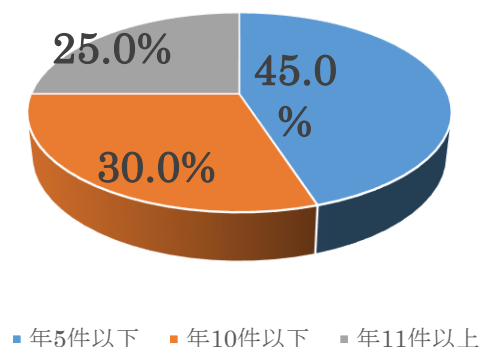
【問6】あはき同意書の交付条件をご存知ですか		
はい	55	91.7%
いいえ	5	8.3%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

あはき同意書の交付条件をご存知ですか



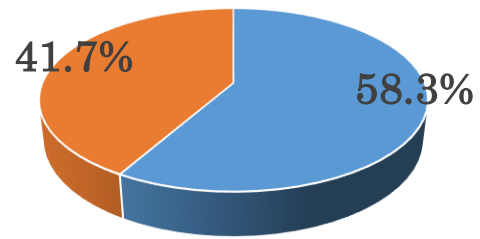
【問7】同意書の交付件数		
年5件以下	27	45.0%
年10件以下	18	30.0%
年11件以上	15	25.0%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

同意書の交付件数



【問 8】 貴院で治療経験のない疾患に対する同意書の交付を求められたことはあるか		
はい	35	58.3%
交付した	11	31.4%
断った	23	65.7%
いいえ	25	41.7%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

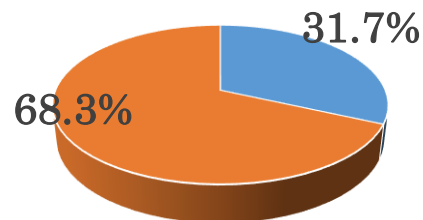
貴院で治療経験のない疾患に対する同意書の交付を求められたことはあるか



■ はい ■ いいえ

【問 9】 あはきを施術している事業者から、患者を介さず同意書の交付を求められたことはあるか		
はい	19	31.7%
交付した	2	10.5%
断った	17	89.5%
いいえ	41	68.3%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

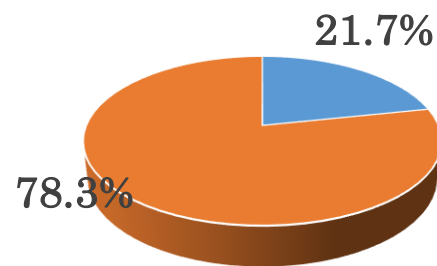
あはきを施術している事業者から、患者を介さず同意書の交付を求められたことはあるか



■ はい ■ いいえ

【問 10】 あはきを施術している事業者から、無診察にも関わらず同意書の再交付を求められたことはありますか		
はい	13	21.7%
交付した	2	15.4%
断った	11	84.6%
いいえ	47	78.3%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

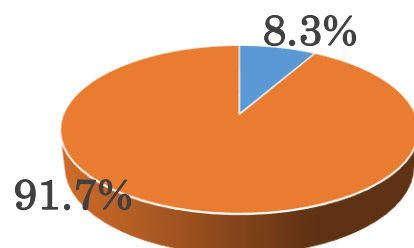
あはきを施術している事業者から、無診察にも関わらず同意書の再交付を求められたことはありますか



■ はい ■ いいえ

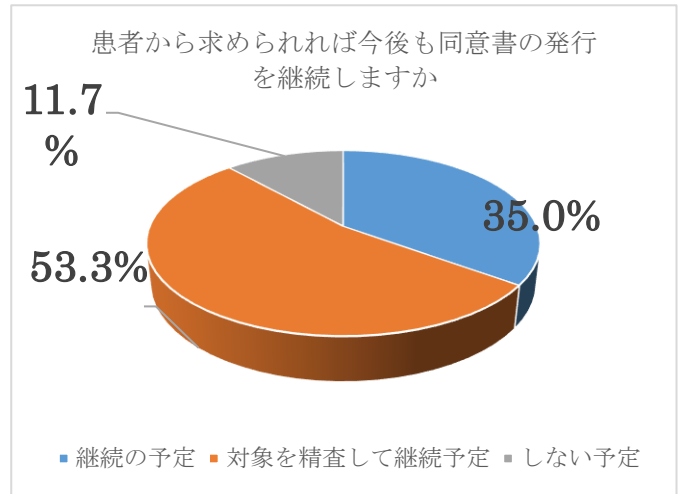
【問 11】 あはきの施術を受けた患者で、「状態が悪化した」など施術内容に問題がある事例はありましたか		
あった	5	8.3%
なかった	55	91.7%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

あはきの施術を受けた患者で、「状態が悪化した」など施術内容に問題がある事例はありましたか

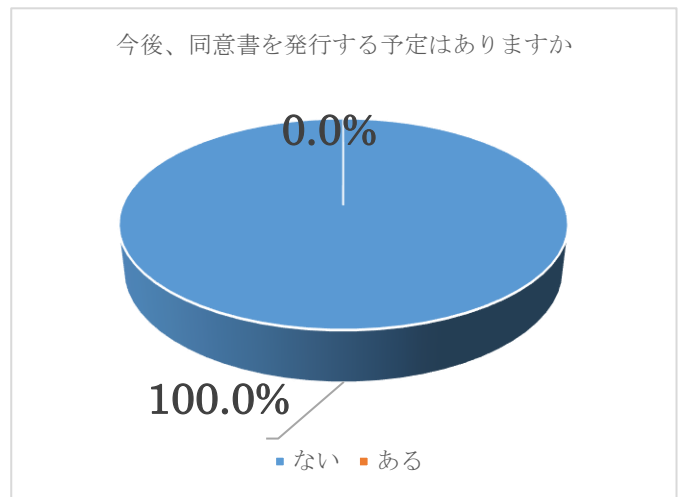


■ はい ■ いいえ

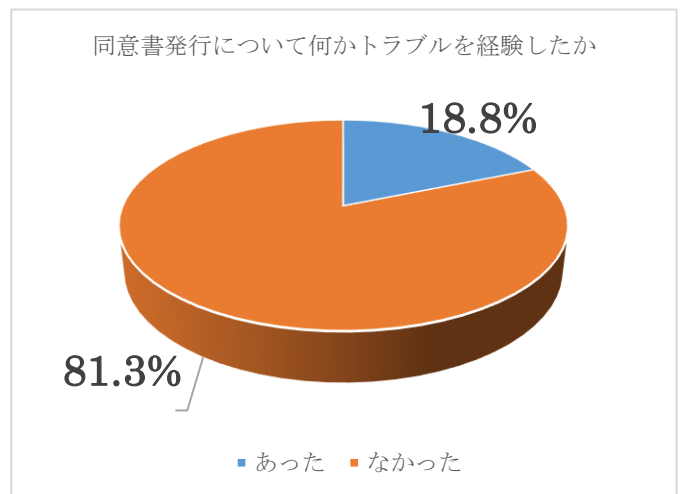
【問 1 2】患者から求められれば今後も同意書の発行を継続しますか		
継続の予定	21	35.0%
対象を精査して継続予定	32	53.3%
しない予定	7	11.7%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)



【問 1 3】今後、同意書を発行する予定はありますか (過去にあはきの同意書発行を行っていない方)		
ない	20	100.0%
ある	0	0.0%
合計	20	100.0%
	(合計)	(%)



【問 1 4】同意書の発行について何かトラブルを経験したか		
あった	15	18.8%
なかった	65	81.3%
合計	80	100.0%
	(合計)	(%)



【問14】トラブルの内容

患者が不満に思う
不適切な施術
断ったときに、他の医療機関では書いてくれたのにと患者から叱責を受けたことがある
無診察での発行を事業者よりしつように求められた。
断ると患者さんは不満です
書けない理由は何かとしつこく言われた
往療の必要がないのに患者に求められる
患者が来院せず、施術業者から大量の手紙が届いたので事業所へ連絡し、注意した。
併診できないのに、発行を患者に求められた
家族より 同意書発行を強要された
患者が同意書をもらってくるように言われたとしつこく患者から要求された。患者に安くなるからと言っているようだ。

【問15】自由記述

今後の措置を保険診療便覧等で明確になると施術業者とのやり取りも明確になります。
専門とする診療科の医師が同意するのであればよいと思う。全く異なる治療について治療する目的で同意を求めるなど困る事例もあった。 同意を求める条件があいまい。
通院可能なのに、往療の同意書交付を要求されたため、断ったことがある。またきちんと診断がついていないケースもあり、整形外科受診を勧めることも年1回くらいあります。
柔整とのトラブルはあった
整骨・整体に対する対応・対策が必要です。はり・きゅうと整骨院の二十資格保持者が多いため
悪徳（違法のため何回か廃業・閉業を繰り返している）鍼灸院がひまな内科医院に患者を運び形式的な診察のみで同意書を記載させていると聞いたことがある。その診療所も閉院した。巻き添えをくらったものと思われます。
安易に保険診療にすることが多かったり、施設入所者に対しての過剰な施術が目立つ
不正医療の温床と思います。同意できない。
ほとんどが「あはき」事業者から保険適応になるからと誘導された患者が同意書を持って受診されるケースです。同意書を多く扱っている事業者を精査した方がよいと思います。
保険医は患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであって、みだりに施術業者の施術を受けさせることに同意してはならないとルールを知り、以後はほとんど交付しておりません。
全て断っていますが、それが気の毒に感じる症例もあります。
あはきに対する保険適応をなくしたら同意書に関する問題はなくなり医療費削減にもつながると思います。

施術業務所（者）への管理役所（の厚労省、市町村）の指導徹底を要します。外来業務への支障（患者さんへの説明）をきたしている

保険給付で経済的に患者が救済されている

はりについては整形外科、神経内科等で改善しなかった痛みが良くなったという体験談を聞くことがあるのもっと評価されていていい医療行為だと思います。ただしモグリにならないような枠組みが必要と思います。

あはきは健康保険を絶対に適用すべきではない

アプローチの方法が違うので、有効なら制限すべきではない。

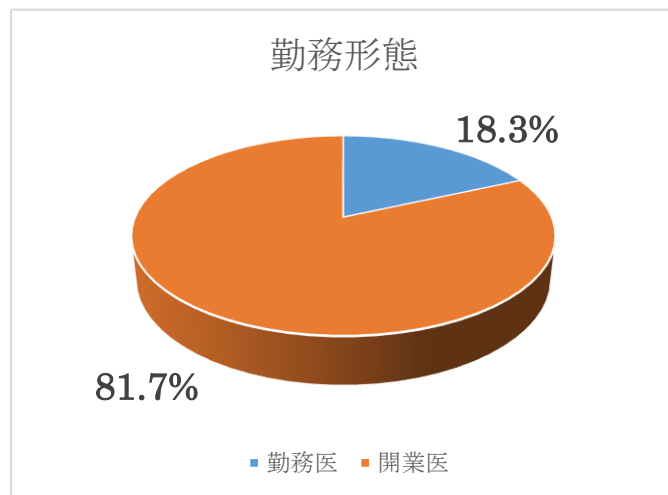
悪用されている印象が強いです

整形以外から発行禁止にして欲しい

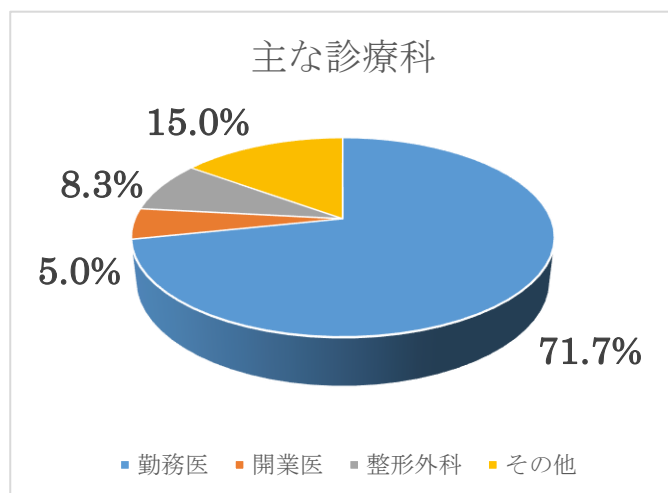
(参考)

問5「過去にあはきの同意書を発行したことは」で「ある」と回答した者のうち問2～4を抽出。

【問2】勤務形態		
勤務医	11	18.3%
開業医	49	81.7%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)



【問3】主な診療科		
内科	43	71.7%
外科	3	5.0%
整形外科	5	8.3%
その他	9	15.0%
合計	60	
	(合計)	(%)



※その他：

眼科 (1)、脳外 (2)、麻酔科 (1)、
泌尿器科 (1)、小児科 (3)、精神科 (1)

【問4】年齢		
40歳未満	2	3.3%
40-50歳未満	4	6.7%
50-60歳未満	10	16.7%
60-70歳未満	29	48.3%
70歳以上	15	25.0%
合計	60	100.0%
	(合計)	(%)

